

16. 3. 26

各 部 長
学術情報センター長 殿
各 学 群 長

防 衛 大 学 校 長

研究環境管理委員会の設置について（通達）

改正 平成19年1月9日防大総第7号

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

記

1 設置

- (1) 防衛大学校における教育研究の実施に伴う研究環境の改善・向上を図るために、防衛大学校に研究環境管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 学群に学群研究環境管理委員会を置く。

2 目的

委員会は、安全管理委員会に関する達（昭和46年防衛大学校達第4号）及び教育研究環境整備委員会の設置について（通達）（防大教第618号。12. 6. 6）にかかわらず、防衛大学校における研究環境の改善・向上を図るため、防衛大学校長（以下「学校長」という。）の諮問に応じて必要な事項を審議することを目的とする。

3 構成

委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 委員長 教務部長

(2) 委員

ア 学群研究環境管理委員会委員長

イ 総務課長、教務課長

ウ その他学校長が指名する者

(3) 委員長は、必要があると認めた場合は、副委員長を置くことができる。

(4) 委員長は、必要があると認めた場合は、委員以外の者を出席させることができる。

4 審議事項

委員会は、学校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 学群の研究環境の評価に係る事項

(2) 研究環境の改善・向上に資する整備に係る事項

(3) 研究環境の改善・向上に係る教育に関する事項

(4) その他、委員長が必要と認めた研究環境に関する事項

5 学群長会議に対する報告

委員長は、委員会で審議が終了した事項のうち、特に必要と認めた事項の審議結果を学群長会議に報告するものとする。

6 学群研究環境管理委員会

(1) 学群研究環境管理委員会（以下「学群委員会」という。）は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

ア 委員長 学群長の指名する者

イ 研究環境管理責任者 教育室長又は学科長の指名する者1名

ウ 委員長は、必要があると認めた場合は、副委員長を置くことができる。

エ 委員長は、必要があると認めた場合は、研究環境管理責任者以外の者を出席させることができる。

(2) 学群委員会の審議事項

学群委員会は、学群の研究環境の改善・向上に係る企画・立案及びその他、学群委員会委員長が必要と認めた研究環境に関する事項を審議する。

(3) 学群長に対する報告

学群委員会委員長は、審議結果を学群長に報告するものとする。

7 開催

委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会務を統括する。

8 任期

第3項第2号ア及びウの委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

9 庶務

委員会の庶務は、教務課事務管理室において行う。

10 その他

この通達に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。